

電気通信大学学生の懲戒に関する規程

平成24年 3月27日

改正

平成27年 3月26日

平成27年 3月27日

平成28年 3月23日

平成29年 4月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則（以下「学則」という。）第31条に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生の懲戒は、教育機関である本学の秩序を維持すると共に、社会に対する責任を果たすため、教育的指導の観点から行うものとする。

(懲戒の種類及び効果)

第3条 懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、登校及び本学学生としての活動を禁止すること。
- (3) 訓告 注意を与え、将来を戒めること。

2 停学の期間は、原則として学則第52条の2第1項、第68条の2及び第69条第1項に規定する在学期間に算入しない。ただし、1か月以内の場合はその限りでない。

(懲戒の対象行為)

第4条 懲戒の対象となる行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 不当な行為により、本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる行為
- (2) 学内外における違法行為
- (3) 試験における不正行為
- (4) 論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (5) 人権を著しく侵害する行為
- (6) 学則その他本学の諸規則に違反する行為

(学生懲戒調査委員会の設置等)

第5条 前条各号（第3号を除く。）に該当する行為があると認める場合には、全学教育・学生支援機構学生支援センター長（以下「センター長」という。）は、同センター会議（以下「センター会議」という。）に学生懲戒調査委員会を設置し、当該事案について調査を行うものとする。

2 学生懲戒調査委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) センター長
- (2) センター会議構成員のうちからセンター長が指名する者 4人
- (3) その他センター長が必要と認める者 若干人

- 3 学生懲戒調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にはセンター長を、副委員長にはセンター長が指名する者をもって充てる。
- 4 学生懲戒調査委員会は、当該事案の調査に当たり、当該学生及び関係者への事情聴取を行うものとする。その際、学生に口頭又は文書による陳述の機会を与えるものとする。
- 5 当該事案の学生が所属する研究科長又は学域長（以下「当該研究科長等」という。）は、学生懲戒調査委員会の事情聴取及び関係資料の提出に協力しなければならない。
- 6 学生懲戒調査委員会は、調査結果に基づき懲戒の可否並びに懲戒の種類及び量定の案を作成し、センター長へ報告する。

（試験不正行為調査委員会の設置等）

第6条 第4条第3号に該当する行為があると認める場合には、センター長は、センター会議に試験不正行為調査委員会を設置し、当該事案について調査を行うものとする。

- 2 試験不正行為調査委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) センター長

- (2) 当該事案の学生が所属する研究科又は学域（以下「当該研究科等」という。）の教育委員会委員長

- (3) センター会議構成員のうちからセンター長が指名する者 3人

- (4) 当該研究科等の教育委員会委員のうちからセンター長が指名する者 3人

- (5) その他センター長が必要と認める者 若干人

- 3 試験不正行為調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にはセンター長を、副委員長には当該研究科等の教育委員会委員長をもって充てる。

- 4 試験不正行為調査委員会は、当該事案の調査に当たり、当該学生及び関係者への事情聴取を行うものとする。その際、学生に口頭又は文書による陳述の機会を与えるものとする。

- 5 当該研究科長等は、試験不正行為調査委員会の事情聴取及び関係資料の提出に協力しなければならない。

- 6 試験不正行為調査委員会は、調査結果に基づき懲戒の可否並びに懲戒の種類及び量定の案を作成し、センター長へ報告する。

（審議及び決定）

第7条 センター会議は、学生懲戒調査委員会又は試験不正行為調査委員会からの報告に基づき、懲戒の可否並びに懲戒の種類及び量定について審議する。

- 2 前項において審議された懲戒を要する事案は、当該研究科等の教授会で審議の上、教育研究評議会の議を経て学長が決定する。

（謹慎）

第8条 学長は、センター長からの報告に基づき、懲戒の対象となる行為があると認める場合で、次の各号の一に該当するときは、その旨を当該研究科長等に通知した上で、当該学生に謹慎（当該事案の調査、審議又は懲戒処分決定及び発効までの必要な期間の登校を禁止することをいう。以下同じ。）を命じることができる。

- (1) 当該行為が「退学」又は「停学」に該当することが明らかとなるとき。

- (2) その他学長が特に必要であると認めたとき。

- 2 謹慎の期間は停学期間に算入することができる。

(休学又は退学の願い出の取扱い)

第9条 学長は、第4条に定める懲戒の対象となる行為を行った学生から、休学又は退学の願い出があった場合には、第5条から第7条までの規定に基づく当該事案の調査、審議及び処分の決定を行う期間は、この願い出を許可しないものとする。

2 前項のほか、懲戒処分を受けた学生の休学又は退学の願い出の取扱いについては、別に定める。

(厳重注意)

第10条 当該研究科長等は、学長の決定に基づき、第3条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、口頭により厳重注意を行うことができる。

(懲戒の通知等)

第11条 学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒理由及び発効の日を記載した懲戒処分書(別紙様式1)を当該学生に交付しなければならない。

(不服申立て)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、原則として懲戒処分の発効日から2週間以内に不服申立書(別紙様式2)により、不服申立てができるものとする。

2 学長は、前項の申立てがあった場合には、その理由が妥当であると判断できる場合に限り、教育研究評議会において再度審議するものとし、再審議の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を理由を付して文書により当該学生に通知するものとする。

(懲戒の公示)

第13条 学長は、懲戒処分をした場合は、懲戒の内容及びその理由を学内に1週間公示するものとする。

(停学の解除及び短縮)

第14条 無期停学の解除又は有期停学の期間の短縮は、当該研究科長等の指導所見を勘案して、教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

(懲戒事項の記録)

第15条 懲戒事項は、学籍に関する文書に記録する。ただし、証明書等には当該懲戒を記載しないものとする。

(試験における不正行為者の成績の措置)

第16条 試験における不正行為により懲戒処分を受けた者については、不正行為を行った学期に履修した全ての科目を無効とする。ただし、教育的指導の観点から特別の事情があると認められる場合は、不正行為を行った試験科目以外の履修科目の全部又は一部について無効としないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、単位互換協定に伴い修得した単位及び外部機関の協力により実施したインターンシップの単位については、無効としない。

(その他)

第17条 停学及び謹慎の期間中は、登校及び本学学生としての活動を禁止する。ただし、次の各号の一に該当する本学学生としての活動はこの限りでない。

(1) 授業の履修登録の手続き

(2) 教育的指導の観点から当該研究科長等が認める活動。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前において、この規程に該当する懲戒事由が生じていたことが明らかになった場合には、この規程に基づき懲戒処分を行うものとする。
- 3 電気通信大学学生の懲戒等に関する申合せ（平成18年1月18日教育研究評議会承認）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 電気通信学部及び情報理工学部の学生については、第5条第5項中「学域長」を「学部長」と読み替えて、この規程を適用する。
- 3 電気通信学部、情報理工学部及び情報システム学研究科の学生に係る第6条第2項の委員の構成については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月26日から施行する。

懲戒処分書

<p>所属等： 入学年度： 学籍番号： 氏名：</p>	
<p>電気通信大学学則第31条及び電気通信大学学生の懲戒に関する規程に基づき、次のとおり懲戒処分に処す。</p> <p>(退学の場合) 退学</p> <p>(停学の場合) 停学（有期停学の場合は期間を明記） 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</p> <p>(訓告の場合) 訓告</p> <p>処分理由</p>	
<p>(処分日) 平成 年 月 日</p>	<p>(発効日) 平成 年 月 日</p>
<p>電気通信大学長</p> <p>○ ○ ○ ○ 印</p>	

別紙様式2（第11条関係）

不 服 申 立 書

平成 年 月 日

電気通信大学長 殿

所 属 等 :

入学年度 :

学籍番号 :

氏 名 :

私は、平成 年 月 日付けで通知された懲戒処分について、下記の理由により不服申立てをします。

記

1. 不服申立ての理由

2. 不服申立てに係る処分等の内容

3. 不服申立ての内容